

① 児童手当制度が変わります

令和 6 年 12 月支給分から、児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。

1. 児童手当の支給対象年齢が、18 歳年度末までに拡充します
2. 所得制限が撤廃され、所得に関わらず手当が支給できます
3. 第 3 子以降の手当額が 30,000 円に増額されます
4. 多子加算のカウント対象が 22 歳年度末までに拡充します
5. 支払回数が年 3 回から年 6 回になります

◆制度改正（拡充）の内容

	改正前（令和 6 年 10 月支給分まで）	改正後（令和 6 年 12 月支給分から）
支給対象	中学生 （15 歳の年度末）までの児童	高校生年代 （18 歳の年度末）までの児童
所得制限	あり	なし ※所得制限は廃止されます
手当月額	・3 歳未満 : 15,000 円 ・3 歳～小学校修了まで - 第 1,2 子 : 10,000 円 - 第 3 子以降 : 15,000 円 ・中学生 : 10,000 円 ・所得制限以上（特例給付） : 一律 5,000 円	・3 歳未満 - 第 1,2 子 : 15,000 円 - 第 3 子以降 : 30,000 円 ・3 歳～18 歳の年度末まで - 第 1,2 子 : 10,000 円 - 第 3 子以降 : 30,000 円
第 3 子の算定	18 歳の年度末までの児童	22 歳の年度末までのお子様
支給月	年 3 回（2,6,10 月）	年 6 回（偶数月）

◆支給スケジュール

支給月	R6.10 月	R6.12 月	R7.2 月	R7.4 月	R7.6 月	R7.8 月
支給対象の手当	6～9 月分	10・11 月分	12・1 月分	2・3 月分	4・5 月分	6・7 月分

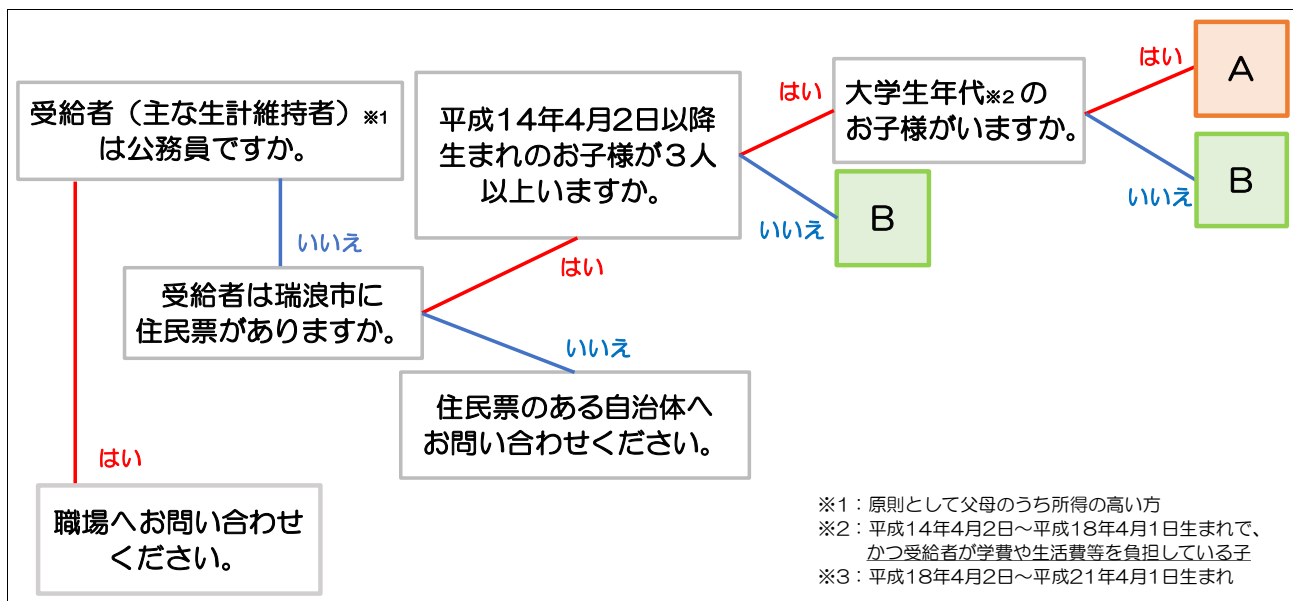
- ・瑞浪市では、原則**偶数月の 15 日**に支給します。
15 日が金融機関休業日の場合は、その前営業日になります。
- ・制度改正に伴い、年 3 回の定期支払時に送付しておりました**支払通知ハガキ**を廃止いたします。
通帳の記帳などにより振入をご確認ください。

② 児童手当を受給するために、手続きが必要な方がいます。

◆手続きが必要な方

- ① 高校生年代以上の児童のみ養育している方
 - ② 所得上限超過で児童手当・特例給付を受給していない方
- ※主な生計維持者が公務員の方は、職場での手続きとなります。

◆制度改正に伴う手続きの早見表



◆申請書類

A に該当する方

- ① 児童手当認定請求書
- ② 監護相当・生活費負担についての確認書
- ③ 申請書名義の口座の写し
- ④ 別居監護申立書
※高校生年代※3 の児童が別世帯の場合のみ
（こども家庭課までご連絡ください。）
- ⑤ 申請者の本人確認書類
- ⑥ 在留カードの写し
※申請者、児童に外国籍の方がいる場合のみ

B に該当する方

- ① 児童手当認定請求書
- ② 申請書名義の口座の写し
- ③ 別居監護申立書
※高校生年代※3 の児童が別世帯の場合のみ
（こども家庭課までご連絡ください。）
- ④ 申請者の本人確認書類
- ⑤ 在留カードの写し
※申請者、児童に外国籍の方がいる場合のみ

◆申請期限 ※郵送での申請にご協力ください。

令和6年9月30日（月）

お問合せ先 瑞浪市こども家庭課 子育て支援係 TEL：0572-68-2115